

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主及び投資家はもとより地域社会・お客さま・取引先・従業員等のステークホルダーからの信頼と期待に応えられる企業であり続けることを企業活動の基本とし、コーポレート・ガバナンスの充実に重要な経営課題として認識しております。当社グループは、中期的に目指す方向性を「Q'dグループ経営ビジョン」において示し、具体的には、電力・空調・電設・通信などのエネルギーとシステムを支える事業を通じて「暮らしのより確かな基盤をつくる」ことにより社会に貢献できる企業であり続けることを目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

(補充原則1-2-4)

当社は、議決権電子行使の整備及び株主総会招集通知の英訳について検討しておりますが、現時点で導入に至っておりません。今後の株主構成等に留意しつつ、引き続き導入を検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役について、当社の事業内容を理解し、業務執行から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが当社のコーポレートガバナンス上重要であると認識しております。現時点では、候補者を複数名推挙できるまでには至っておりませんが、独立社外取締役の2名以上の選任に向けて、鋭意適切な独立社外取締役候補者の早期確保に努めてまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

(補充原則4-10-1)

当社は、指名・報酬を検討するにあたり、今後は、より透明性・客観性を高めるため、社外取締役に意見を求め決定してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-3)

当社は、取締役会の実効性について、今後、取締役会の機能を向上させる観点から分析・評価を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・向上、事業活動上の必要性等を勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有することとし、毎年、取締役会には主要な政策保有株式について、保有の目的、経済合理性、将来の見通し等を検証することとしております。政策保有株式の議決権に関しましては、議案の内容を検討し、その発行会社の企業価値を高め、持続的成長に資するものか否かを判断したうえで議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、取締役会決議により定められた取締役会規程において取締役会の承認事項として明示し、監査役会においては、監査役監査基準に則り監査を行っております。また、当社が主要株主等と取引を行う場合には、その主要株主等から制約を受けることがなく、当社独自の経営判断の下で、第三者との取引と同様に市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1-1) Q'dグループ経営ビジョン

電力・空調・電設・通信などのエネルギーとシステムを支える事業を通じて「暮らしのより確かな基盤をつくる」ことにより社会貢献する

- 電力設備をサポートする
伝統の技術を継承・強化し電力設備を守る
- 暮らしのインフラを整備する
空調・電設・通信の快適性・利便性を暮らしに届ける
- 創意工夫で明日をつくる
高い品質の技術・技能に創意工夫を凝らしお客さまと共に明日をつくる

(1-2) 2015年度中期経営計画(2015年度～2017年度)

- 経営目標
 - 1. 事業領域の継続的な拡大に向けた改革の推進
 - 2. 人と技術の育成・強化と全社活用
 - 3. 社会的責任を果たす行動の実践
 - 4. 福島復興への継続的貢献
- 連結業績目標(3か年平均)

受注高	680億円程度
売上高	740億円程度
営業利益	50億円程度
経常利益	50億円程度
当期純利益	30億円程度
ROE	5%以上

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、本報告書の「2. 報酬の額又はその算定方法の決定方針

の開示内容」に記載しております。

(4)取締役候補については、各事業分野の経営の強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材を指名しております。

監査役候補については、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる人材を指名しております。

執行役員については、役員としての能力・適格性を備え、過去の実績・経験、人物等を総合的に勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者を指名しております。

上記方針に基づき、今後は、より透明性・客観性を高めるため、社外取締役に意見を求め決定してまいります。

(5)取締役及び監査役候補者の個々の略歴については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。社外取締役及び社外監査役の選任理由については、本報告書の「2 1.【取締役関係】会社との関係(2)」及び「2 1.【監査役関係】会社との関係(2)」に記載しております。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1)

当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会で審議する事項を取締役会規程において定めております。それ以外の業務執行の決定については、経営陣に委任しており、その内容は社内規程において明確にしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、当該社外取締役の候補者選定にあたり、次の属性のいずれにも該当しない場合、当社グループからの独立性を有し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断いたします。

(1)当社との直近事業年度の取引額が、当社又は当該取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者

(2)当社の借入先で、直近事業年度の借入額が総資産の2%を超える金融機関の業務執行者

(3)当社への出資比率が10%以上の大株主又はその業務執行者

(4)当社の法律、会計もしくは税務の専門家又はコンサルタントとして、直近事業年度において、当社から役員報酬以外に1,000万円を超える報酬を受けた者又はその連結売上高の2%を超える報酬を受けた団体に所属する者

(5)過去3年間に上記(1)から前(4)までに該当していた者

(6)現在又は過去3年間に上記(1)から前(5)までに掲げる者の2親等以内の親族

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会の人数は、定款で定める10名以内とし、実効性ある経営体制及び実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本とし、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定しております。取締役候補者を決定するに際しては、各事業分野の経営の強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材等のバランスに考慮し、技能・専門知識・経験等のバックグラウンドの異なる多様性を確保しております。

(補充原則4-11-2)

当社は、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の重要な兼職の状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示しております。社外取締役及び社外監査役は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりますが、業務執行取締役及び常勤監査役は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】

(補充原則4-14-2)

当社は、新任取締役に期待される役割・責務を果たせるよう新任取締役向けの外部セミナーの受講を実施しております。また、取締役及び監査役に対して、法的知識を含めた役割・責務の理解促進の機会を設けております。当社は、社外取締役及び社外監査役に対し、その役割及び機能を果たすために、就任後適時に当社事業・課題に関する説明や当社事業所の現場視察等の施策を講じております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、総務部担当役員が株主との対話全般を統括し、総務部広報室が中心となって、広報委員会を設置し経営企画室、経理部その他関係部署と適切に情報交換を行い株主との対話を進めております。

当社は、投資家との個別面談、スモールミーティング(決算説明会)等を開催しIR活動の充実を図っております。そして株主・投資家の皆さまから頂戴した意見・要望は、IRレポートを作成して取締役又は経営陣幹部へフィードバックし課題認識を共有しております。また、当社では、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏えいすることを防止するため、社内規程に基づき情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京電力株式会社	9,064,800	24.33
東京エネシス社員持株会	1,688,581	4.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,355,000	3.64
株式会社東芝	1,331,798	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,033,000	2.77
太平電業株式会社	700,000	1.88
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	696,000	1.88
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	690,000	1.85
新日本空調株式会社	600,000	1.61
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	404,936	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

【大株主の状況】欄の記載の他、当社は自己株式を2,297,821株(6.17%)を所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 等	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 等	○	—	田中 等氏は、人格、識見、能力ともすぐれており、弁護士としての専門的な知識と経験が豊富であることから、当社経営の監督、指導に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員の届出をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査品質管理体制、監査・四半期レビュー計画及び同結果について定期的に報告をうけるとともに、意見交換を行い、相互連携を図っております。また監査役は、内部監査部門である監査室と年度内部監査計画及び監査結果について適宜意見交換等を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松本 芳彦	他の会社の出身者													
畑口 紘	弁護士													
増田 祐治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 芳彦		——	松本 芳彦氏は、人格、識見、能力ともすぐれており、電力業界の業務に精通し、財務及び会計に関し経験が豊富であることから、当社経営の監視、監査に適任と判断しました。
畑口 紘	○	——	畑口 紘氏は、人格、識見、能力ともすぐれており、弁護士としての専門的な知識と経験が豊富であることから、当社経営の監視、監査に適任と判断しました。また、同氏の属性や当社との関係等から一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、独立役員の届出をしております。
増田 祐治		——	増田 祐治氏は、人格、識見、能力ともすぐれており、電力会社の役員としての経験等から、当社経営の監視、監査に適任と判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

	その他
--	-----

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する賞与については、過去の支給実績、中期経営計画の達成状況等、総合的に勘案し、適切なインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の額
・取締役 11名 年間の報酬等の額 185百万円(うち社外取締役 1名 3百万円)
・監査役 4名 年間の報酬等の額 43百万円(うち社外監査役 2名 26百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の報酬は、基本報酬と賞与により構成し、企業業績と企業価値の持続的な成長に対する動機づけに配慮し、その役割と責務に応じて設定しております。また、株主の皆さまと利害を共有し、中長期の業績を反映させる観点から、報酬額の一部を役員持株会へ拠出し、購入した自社株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。
賞与については、過去の支給実績、中期経営計画の達成状況等、総合的に勘案し、適切なインセンティブを付与しております。
上記方針に基づき、今後は、より透明性・客観性を高めるため、社外取締役に意見を求め決定してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補佐するスタッフとして総務部に担当者を配置し、社外監査役を補佐するスタッフとして監査室に担当者を配置しており、サポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<取締役・取締役会>

取締役会は取締役10名(うち社外取締役1名)で構成されております。原則として月1回、また必要に応じて開催され、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。また、執行役員に対しても必要に応じて職務遂行状況の取締役会への報告を求めています。なお、平成21年6月より、取締役の任期を2年から1年に短縮し、取締役の経営責任をより明確にしております。

<監査役・監査役会>

監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されております。原則として月1回、また必要に応じて開催され、監査役間の協議等を行っております。監査役は取締役会その他の重要な会議への出席、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況調査等により、取締役の職務執行状況等について監査を実施しております。また、関係会社の取締役、監査役等との意見交換により、グループとしての監査機能の充実を図っております。

<常務会>

常務会は常務取締役以上の役員6名、常勤監査役2名及び社長が指名する取締役をもって構成されております。原則として月1回、または必要に応じて開催され、取締役会に付議される事項を含め、経営全般に関する重要事項について審議を行う等、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な事業運営を進めております。

<内部監査>

内部監査は、内部監査を分掌業務とする監査室5名が中心となり、「内部監査規程」、年度内部監査計画に従い、当社及びグループ会社を対象に、関係法令及び社内規程の遵守状況、内部統制システムの整備・運用状況、経営諸活動の遂行状況を定期的に、また必要に応じて監査しております。指摘、課題・提言事項の改善履行状況については監査後のフォローアップを徹底しております。これらの主要な監査結果は、監査役と適宜意見交換を行うとともに、常務会等に報告され、所要な措置がとられております。

<会計監査・内部統制報告書監査>

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査及び内部統制報告書監査を実施しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 中川 昌美
指定有限責任社員 業務執行社員 春日 淳志

・継続監査年数は、いずれも7年以内

・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 6名 公認会計士試験合格者 3名 その他 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社を選択しており、社外監査役3名を含む監査役が、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、その独立性・中立性の立場から取締役会等に対し必要に応じて意見を述べること等により、経営に対する監査機能を確保しております。

また、社外取締役1名を選任しており、独立性・専門性に基づいた当社業務執行の監督・指導を行うこととしております。

これらにより、当社業務の適正が確保できると考えており、現状の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまが議案の賛否について、ご判断いただく時間を確保するため、法定期日に対して余裕をもった発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<p><掲載情報>IRニュース、決算短信、有価証券報告書、株主の皆さまへの報告書</p> <p><URL> http://www.qtes.co.jp/irinfo</p>	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 : 総務部 広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社会から確かな信頼が得られる企業グループとなるため、適時適切な企業情報の開示、企業活動とおした環境問題の取り組みや最適品質とサービスの提供を「東京エネシスグループ企業行動憲章」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「暮らしのより確かな基盤をつくる」ことを経営理念に、エネルギーとシステムの事業活動を通じて、社会的責任を果たすとともに、社会や周辺地域に対する環境保全に貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、「東京エネシスグループ企業行動憲章」において、お客様の声に耳を傾けるとともに、株主、取引先及び社会に対し、幅広いコミュニケーションを確保し、企業情報を適時適切に開示することを宣言しております。また、適時適切な情報開示が上場企業としての重要な責務であると認識し、関係法令及び社内規程を遵守し情報管理に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、下記のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。
また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適正な制度運用と評価により、財務報告の信頼性確保に努めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った事業運営と企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。
また、リスク管理を中心に業務全般を統括管理する事業運営会議を設置し、企業倫理遵守についても、この会議で統括することにより、コンプライアンス経営の徹底を図る。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督する。
また、従業員に対して、必要に応じて職務遂行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (3) 取締役会の機能を補完し、効率的かつ適切な意思決定を図るため、常務会を設置する。常務会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、取締役会付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
- (4) 取締役は、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に的確な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、事業運営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、その作成から利活用、保存、廃棄に至るまでを社内規程で定め、適切に管理する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、東京エネシスグループの事業活動に伴うリスクを定期的に、又は必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映する。
また、東京エネシスグループでリスクの管理がなされるよう、社内規程を整備する。
- (2) 個々のリスクの管理は、社内規程に従い業務所管箇所が職務遂行の中で管理することを基本とし、複数の所管に跨る場合は、部門間協議の上、組織横断的なタスクチーム等で適切に努める。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、事業運営会議において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 当社事業運営の基盤をなす「品質」・「安全」・「環境」に係るリスクについては、統合マネジメントシステムに従い、リスクアセスメントを徹底し、リスクからの回避に努める。
- (5) 大規模地震・風水害等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (6) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が重点監査項目として定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。
取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営管理サイクルを明示するとともに、管理サイクル上の会議体の位置付けを明確にし、経営上の重要事項については、取締役会のほか常務会、事業運営会議、その他の会議体において適宜・適切に審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、取締役及び従業員がそれぞれ迅速かつ適切にこれを執行する。
- (3) 情報のセキュリティ確保を前提に、業務執行の効率性向上と適正の確保に資するIT環境の整備を図る。

5. 従業員の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員が「東京エネシスグループ企業行動憲章」を遵守するよう、企業倫理統括責任者及び各部署に配置する企業倫理責任者が、中心となりその定着化と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については事業運営会議で審議の上、適切に対応する。
なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い厳重に保護する。
- (3) 職務遂行に係る社内規程の策定にあたっては、遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等によって当該規程に基づく職務遂行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務遂行状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査報告を踏まえ、所要の改善を迅速に図る。

6. 当社及び子会社から成る東京エネシスグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、東京エネシスグループとして、目指すべき共通の方向性及び目標等を中期経営計画・経営目標として示し、その達成に向け東京エネシスグループをあげて取り組む。
- (2) 職務執行上の重要な事項については、社内規程等を整備し、子会社からの事前協議や営業成績、財務状況その他の重要な情報について、報告を受ける体制を構築する。
また、当社取締役と子会社取締役が定期的に意見交換を行うこと等により、東京エネシスグループの経営状況を把握するとともに、東京エネシスグループにおける経営課題の共有と解決に相互が努める。
- (3) 「企業倫理相談窓口」を東京エネシスグループで利用できる環境を整えとともに、必要に応じて当社の内部監査組織が監査を行うこと等により、東京エネシスグループの業務の適正を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
ただし、専任・兼任及びその人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の就業規則に従うが、当該従業員への指揮命令権は監査役に属するものとし、監査役の指示の実効性を確保する。
- (2) 監査役を補助する任に兼務で選任された従業員は、監査役の指揮命令に優先的に服するものとする。

9. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。
- (2) 子会社の取締役、従業員等又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備する。

(3) 監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないことを、社内規程に明記する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。

(2) 会計監査人及び内部監査組織が、監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

(3) 監査役の職務の執行について生じる費用の請求があった場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要な費用の場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

東京エネシスグループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、その取引を含めた一切の関係を遮断する。

また、取引先に対しては、契約条項に「反社会的勢力の排除」を明記し、その徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況を「内部統制システム構築の基本方針」に定めており、また、「東京エネシスグループ企業行動憲章」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨むこととしております。

主な活動状況

1. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力に対する対応部門を総務部とし、総務部長を責任者としております。

2. 外部の専門機関との連携状況及び情報収集・管理状況

警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、定期的な情報の入手と連携により反社会的勢力からの被害防止の対策を行っております。

3. 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力に対する行動指針を「東京エネシスグループ企業行動憲章の考え方とアクションプラン」に記載し、業務運営の中で周知徹底しております。

4. 研修活動の実施状況

反社会的勢力への対応研修は、企業倫理の中に組み込み、各会議、社内研修等を通じて周知に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る企業姿勢

当社グループは、「東京エネシスグループ企業行動憲章」の下、社会の一員として社会的責任を果たすため、適時適切な情報開示に努めてまいります。

2. 適時開示業務を執行する体制

(1) 決定または発生した重要事実及び決算情報等を集約するため、情報管理担当取締役を置いております。

情報管理担当取締役は、重要事実等について、適時開示の可否を確認のうえ、代表取締役社長に報告の後、遅滞なく情報の開示を行っております。

(2) 重要事実を扱う各部署の長は、発生した重要事実等について、遅滞なく情報管理担当取締役に報告しております。

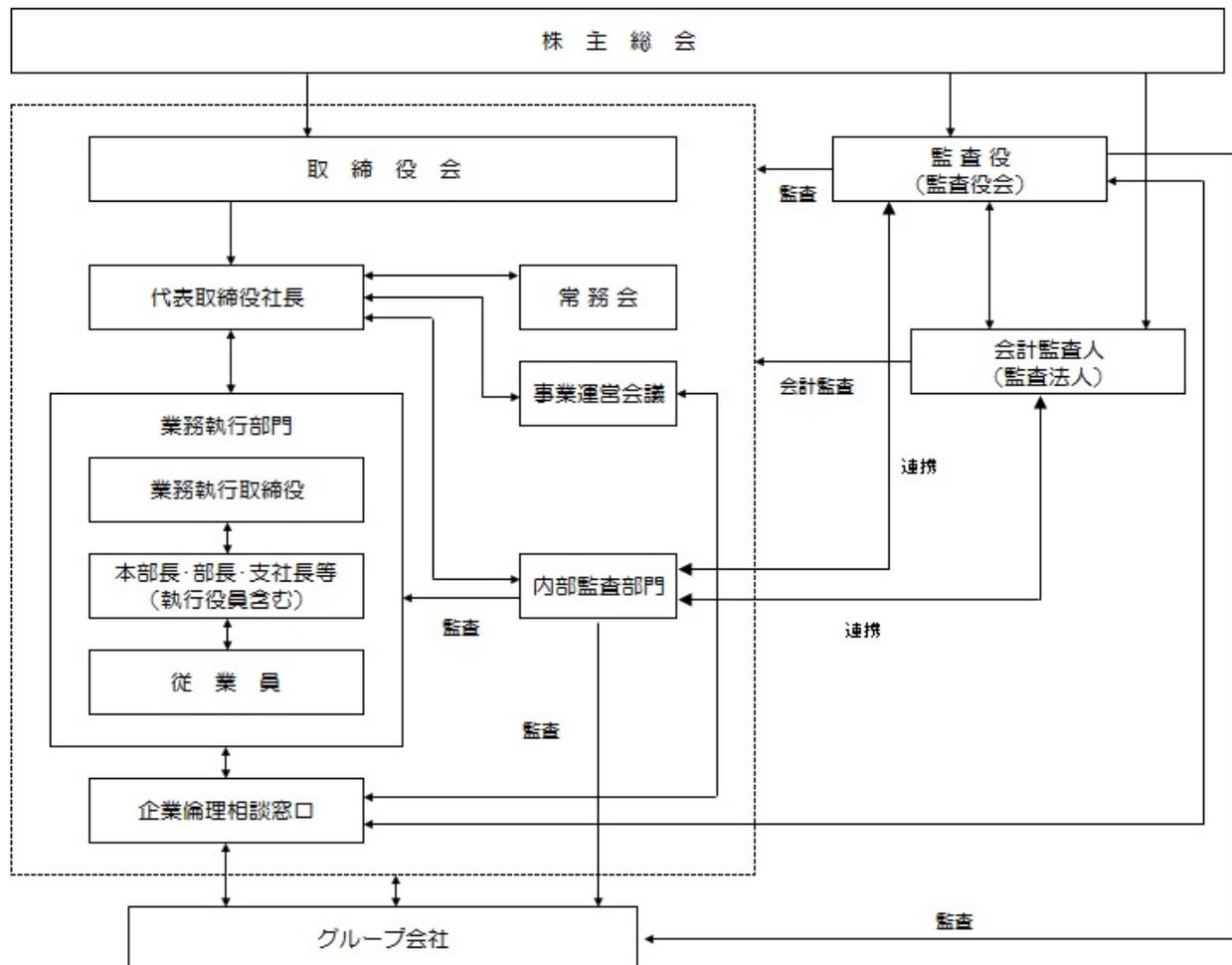
(3) 子会社は、決定または発生した重要事実等について、遅滞なく情報管理担当取締役に通知しております。

3. 適時開示体制のモニタリングの整備状況

(1) 監査役（監査役会）は、適時かつ適切な情報開示が行われているかを検証し、監査結果については、必要により取締役会及び代表取締役社長に通知しております。

(2) 監査役は、会計監査人と連携して監査を行っております。

<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>



<情報開示体制の概要 模式図>

